

## 用語の解説

### あ行

#### アイストップ

人の視線を受け止め、注意を引く対象。敷地単位では、特徴のある建築意匠やオブジェ、巨大な樹木等が挙げられるが、地域の景観においては、建築物そのものがこれに該当することもある。

#### アイレベル

人が立った時の目線の高さ。

#### 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和26年に制定された特別都市建設法の一つ。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、定住を図り、文化観光資源の利用開発に資し、国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

#### 芦屋市総合計画

総合的な芦屋のまちづくりの指針となる市の最上位の計画。現在、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした第4次芦屋市総合計画が施行されている。

#### 芦屋市住みよいまちづくり条例

平成12年施行。住環境の維持、保全及び育成を目的とし、最低敷地面積や外壁後退距離、新たに築造する道路や公園の基準などを定めているほか、事前協議の提出と各課協議などを義務付けている。

#### 芦屋市都市景観条例

平成8年施行。景観法に先駆けて市の独自条例として、景観に係る内容や建築物の届出について規定している。一定規模以上の大規模建築物については、景観アドバイザーによる協議や、景観認定審査会に関する規定等についても定めている。

#### オープンスペース

敷地単位では建造物が存在しない空地部分を指す。道路際に設けることにより、公共部における空間の広がりを感じられ、建築物の圧迫感を防ぐことができる。

#### 屋外広告物

屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙、広告塔、広告板などを指す。

#### 屋外広告物条例

都道府県及び景観行政団体である市町村は、屋外広告物の制限や基準について、条例で定めることができる。この場合、景観計画の内容に即して定めなければならない。

### か行

#### 景観アドバイザー

芦屋市都市景観条例に基づき、景観形成に関する基準や方針などに対し、指導及び助言を行う。特に大規模建築物が計画される場合には、会議の形式により、事業主及び設計者

に対し、具体的な助言を行う。大学教授等の有識者5名が任命される。

#### **景観認定審査会**

景観地区における大規模建築物の認定に際し、市が意見を聴くことができる附属機関。大学教授等の有識者5名によって構成される。

#### **景観資源**

景観を構成する複数の要素のうち、景観的に優れた建築物や工作物、構造物、樹木、河川等を指す。

#### **景観形成基本計画**

芦屋市都市景観条例第4条に基づき、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画。市はこれを策定し、計画の内容に基づき景観形成の施策を実施しなければならない。

#### **景観計画**

景観法第8条に基づき地域における良好な景観の形成に関する計画。

#### **景観行政団体**

都道府県、政令指定都市、中核市の他に、景観法の規定に基づく事務を処理する市町村を指す。

#### **景観法**

平成16年施行。都市緑地法、屋外広告物法とあわせ、景観緑三法と呼ばれる。良好な景観の形成により、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### **景観軸**

景観を構成する主要な要素のうち、河川や道路など線的な要素を指す。

#### **景観地区**

景観法第61条に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として決定される地区。建築物の形態意匠の制限等を定めることができ、地区内における建築行為等については、事前に計画の認定を取得しないと着手することができない。

本市においては、芦屋川沿岸部における**芦屋川特別景観地区**と、そこを除く市域全域における**芦屋景観地区**の2種類が指定されている。

#### **近郊緑地保全区域**

近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

### **さ行**

#### **衆目性**

多くの人の見る目や観察の度合いを表す。

#### **視認性**

目で見たときの確認のしやすさ。デザイン等の分野において、背景に対し色や形が際立

っていたりする度合いを表す。

#### シンボルツリー

建築物や敷地を象徴するような巨大な高木や、樹形が特徴的な樹木のこと。

#### 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。都市計画法によって建築及び開発行為が相当制限される。

#### 瀬戸内海国立公園特別地域

瀬戸内海国立公園の地域のうち、公園の風致や景観を維持するための地域。建築物や工作物の建築時において許可が必要となる。

#### スカイライン

空を背景として、都市の高層建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線のこと。低層建築物においては、勾配屋根等により、ある程度統一したほうが景観上良いとされる。

#### セットバック

建築物を境界線から後退させること。また、建築物の上部を階段状に後退させ、通風や採光を確保する手法を指すこともある。道路など公共空間からのセットバックは、景観への配慮上有効とされることが多い。

### た行

#### 大規模建築物

第一種・第二種低層住居専用地域においては高さ8m超かつ延べ面積500㎡超、その他の地域においては高さ10m超かつ延べ面積500㎡超の建築物を指す。地域の景観に及ぼす影響が大きいため、芦屋市都市景観条例に基づく協議が義務付けられている。

#### 地区計画（地区整備計画）

都市計画法第12条の5に基づき、区域の特性にふさわしい整備や開発を行うための計画。そのうち建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画を地区整備計画という。一般的に、その他の都市計画による規制よりも厳しい規制が設けられることが多く、それによって地域の特性に応じたまちづくりを可能としている。本市では21の地区において、地区計画が定められている。

#### 定性基準

対象物の性質を定めるための意味・機能的概念。数値等で明確化することが困難。景観法の運用においては、それらの基準に対する裁量的な判断も可能となっている。

#### 定量基準

対象物の分量を測定して定めるための数値的な概念。数値による明確化が可能であり、客観的指標として意識の共有を図ることも容易。

#### 都市景観審議会

景観形成基本計画や景観計画、景観地区、景観重要建造物等、景観に係る重要施策を指定又は決定する際に、市が意見を聴く附属機関。大学教授等の有識者、市民等10名で構成される。

## 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、道路・公園などの公共用地に充てる。

## は行

### 配慮方針

大規模建築物が計画される個々の敷地ごとに作成され、その敷地が持つ景観特性をさらに細かく表したものの。

## ま行

### 緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を表したものの。

### 緑の保全地区

芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づく緑のまちづくりを推進する必要がある地区。市内で5地区指定されており、それぞれ敷地内において確保すべき緑地率と植栽基準が定められている。

### ミニ開発

宅地をさらに複数の狭小地に分割する無秩序な宅地開発のこと。道路の形状や幅員等が十分でなく、防災性が低下するほか、既存の街並みが崩れるなど、地域の景観にも悪影響をもたらすことがある。

## ら行

### ランドマーク

都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。歴史的、文化的に価値のある建造物、記念物、街並み、領域の境界を示す境界標などがある。